

## 国際司法裁判所(ICJ)のわが国調査JARPA IIに対する判決を考える

自然資源保全協会顧問 米澤邦男



Copyright : UN Photo/CIJ-ICJ/Frank van Beek. Courtesy of the ICJ

本年3月31日付のJARPA II(わが国の南氷洋調査捕鯨)に関するICJの判決は、意外極まるものであり、法的、客観的事実に照らして、極めて納得のゆかないものであった。本稿は、読者にとっては、少し長すぎる感じもするが、問題は捕鯨に関するわが国の長い戦いの根幹にも係わり、又、捕鯨問題を越えた大きな問題でもあることから正面から取り組んでみることにする。

ICJ判決は、12-4と割れたが、少数派の小和田恒判事(前ICJ裁判所長)、アブラハム判事等の反対意見は、特に強い説得力を持つ。判決の解釈にあたっては、十分考慮すべきであろう。

今回の係争は、国際捕鯨取締条

約(ICRW条約)8条1項が規定する「科学目的のため」とする用語の解釈に絡み、わが国の南氷洋科学調査を擬装商業活動であり、条約付表10(d)商業捕鯨モラトリアム(一時停止)に違反すると豪が提訴、NZが申立人に参加したものであるが、背後には勿論捕鯨に関する双方の基本的対立がある。ICRW条約、国連海洋法条約(UNCLOS)1992年国連環境開発会議(UNCED)によるアジェンダ21、更には1994年IWC(国際捕鯨委員会、ICRW条約の執行機関である。)によるRMP(改訂管理方式、許容捕獲限度量の計算方式)の採択等を根拠に速やかなRMPの実施を迫る日本側と、倫理、あるいは国内の反対を理由にあく

までこれに反対する豪、NZなどとの間の40年にわたる抗争がそれである。又、これに関連し、1991年IWC科学委員会が全会一致でRMPを採択したため、NZが急拠、前記UNCEDに「商業捕鯨10年停止決議案」の上程を企図したが、十分な支持がなく、本会議提案を断念した事実を付け加えておこう。付表のモラトリアム規定が、RMPによる本会議採択により効力を失うとする同国の危機感を象徴する事件である。

### 1. 判決は、わが方の全面敗訴か

判決は、12-4の票決により、わが方JARPA II調査を、ICRW条約8条1項の規定の範疇に入らず、又、条約付表10(d)(商業捕鯨の一時停止)義務に違反したとする。

範疇に入らないとする表現は、妙といえば極めて妙である。JARPA IIを、8条1項の規定に合致しない科学研究と表現する自己矛盾を避けたいが、これを商業捕鯨と断ずる根拠もない。しかし、判決は、苦心の表現ではあっても自己矛盾(oxymoron)は残ったままである。

判決結論は、明らかであるが、これをわが方の全面敗訴とするわけにはゆかない。

判決が指摘する次の点は、本訴

の主要争点の一つであり、わが方の主張を明確に支持している。

(1) 判決要旨 56 項は、ICRW 条約目的を列記した上、条約前文の最後の文言「鯨類資源の適正な保存と捕鯨産業の秩序ある発展を図るため、締約国は条約を締結することを決定した。」を引用し、更に「IWC による条約付表の修正や勧告は、条約目的のいずれかに重点をおくことができるが、条約目的の変更は許されない。」と指摘する。当たり前といえば当たり前過ぎる指摘であり、嬉しくもないが「過去 60 年の社会経済上の進化 (evolution) があった。」とする豪、NZ の主張を否定する。云うまでもないが、同判断は「倫理など、条約目的以外の理由をもって、商業捕鯨一時停止を決め、これを無期限に維持することは違法」とする判断でもある。

又、この判断に関連し、

(2) 前記の RMP (改訂管理方式) に係る判決要旨 106 と 107 項は、とくに重大な意味を持つ。RMP の完成がモラトリウム解除の中心的要件であったからである。

106 項は、豪の発言、107 項はこれに関する三国の合意を記録する。

106 項の後段、判決要旨は、こう記す。「豪によれば、“自然死亡率”の推定は、実際上達成不可能であり、JARPA II の“無意味さ” (irrelevance) は、1994 年 IWC が NMP (新管理方式) を新しい管理手法である RMP に置換することに合意した時点で確認された。」(下線筆者) 一寸説明が要る。

NMP、RMP はともに IWC における許容捕獲限量算定のための

計算手法であり、NMP は、1975 年採択、1982 年セイシェルズ提案による商業捕鯨一時停止決議の成立により、廃止された。同決議は、NMP の不備欠陥を理由としたが、その判断は、科学委員会によるものではない。

107 項は、更に具体的に RMP に関する三国の合意を記載する。判決要旨 107 項の前半部を、そのまま翻訳してみよう。

「RMP はまだ実施に至っていないが、資源保存の目的にかない (conservative)、又予防的な管理手段であり、今日なお適用可能な管理手法であることに合意する。豪は、RMP が資源量推定に伴う不確実性を考慮に入れ、推定困難な生物学的情報にも依存しないため、NMP に内在する困難を克服すると主張する。」

明らかに、1994 年の時点において、モラトリウムの継続を必要とする要因は、消失したとする認識を示し、又、JARPA II の捕獲量が RMP の半分以下である事を考えれば、豪の主張、その捕獲が「IWC の総合的資源管理体系の根幹を否定する」とする実態も既にそこにはない。

RMP の与える捕獲量は、資源に対し、無視しうる量であり、予防的アプローチとしての条件を満足することは、前述の豪の主張でもある。しかし、判決要旨は、日本代表団の積極的な反応を記載しない。又、判事達は、過去 20 年これが実施されずに来た理由に興味を示すこともなかった。それ所か、判決要旨はその後、唐突に話題を変え、日本側が RMP を称揚した豪に反撥し、そのため「JARPA、

JARPA II の集めたデータが、RMP に貢献したかについて、三国の意見は一致しなかった。」と記し、RMP の説明を打ち切る。しかし考えてみれば、奇妙な話である。せっかく豪が JARPA II の代わりに、RMP を実施し、長い捕鯨紛争に終止符を打ちたいと打診したかにも見える時、その場で、それはできないと反撥し、その結果 RMP 実施遅延が、当方にあるともとれる発言を行った、何とも理解不能である。しかし、発言の意図を深読みすることは可能である。豪などが RMP 実施の条件として余りにも大規模な科学調査の実施などを要求し、RMP 実施の露骨なサボタージュを図ってきたことをとりあげたということであれば、それは事実であり、話の筋は通るが、判決要旨をそう読むことはできない。しかし、日本側の意見に筆者が大きな違和感を持つ個所は、この問題に限らない。後述する 89 項がその一つの例であるが、その原因として、記録した側の理解力にも大きな疑問が湧く。少なくとも本項の記録は舌足らずであり、筆者には理解不能である。

豪の発言、RMP の適用に生物学的情報を必要としないとする主張も不正確である。適用当初の盲目状態の永続を是とする資源管理システムなど世に存在しない。RMP も付随する科学調査を予定し、知識の深化とともに、適用保存措置の高度化を実現する。それが RMP の前提であり、本質である、なお、断っておくが、数十年の調査研究を背景とする今日、われわれが盲目状態にあるわけではない。現在を盲目状態と假定して、そこから事

態の收拾を図ろうとするのが RMP を発想した田中昌一東大教授（当時）等の知恵だったのである。

先に述べた通り、判決要旨は総じて日本代表団の反応の鈍さを記録する。

本裁判上、RMP の持つ意味の重大性については、かねてから筆者が強調してきたことであり、残念という外はない。（昨年 10 月水産庁有識者会議における参考人としての筆者の発言要旨参照）

ただし、そうであっても、豪、NZ が積極的に RMP が今日なお適用可能であるとし、そこに三国合意が成立した経緯は重大であり、本訴の敗訴を補って余りある展開であり風果であったと筆者は考える。これまで両国が反捕鯨の先頭に立ち、本訴の提起をはじめ、マキアベリズムの限りをつくしてきた事実と、RMP の実施により事態收拾が可能であるとする立場との間には、余りにも大きな懸隔があり、疑念が残るが、今回の RMP 三国合意は、法廷における合意であり、大きな意味を持つ。半世紀に近いこの馬鹿馬鹿しい紛争に、なお、国際法による理性のある解決を期待するとすれば、RMP の実施以外に展望は無いからである。

さて、次に判決内容の検討に入ることとするが、その前に、二点ここで触れることにしたい。

第一は、判決が JARPA II の捕獲量を目的に照らして過大とした点である。しかし判断には争い得ない別の真実がある。標本の規模と標本から得られる結果には、統計数学的因果関係があり、規模の制限により結果の信頼性や必要な信頼限界を損なっても良いとする



ハーグ国際司法裁判所外観 (Photograph : CIJ-ICJ/UN-ONU, Capital Photos/Frank van Beek-Courtesy of the ICJ.)

判断と解することはできない。つまり、判決は科学常識にてらして、必要限度を明らかに超える標本採集は適当でないとする判断以上のものでは有り得ないという事実である。事は、判事の議論する天井の話ではなく、彼等が降りたことのない現実を持った底の話であり、両者は異次元の話である。

第二は、判決が北太平洋における調査に与える影響、とくに日本の経済水域内に係る締約国間の紛争の話である。問題は、ICRW 条約というより、後法であり、アンブレラ条約である 1982 年国連海洋法条約 (UNCLOS) の問題である。UNCLOS は、沿岸国の経済水域内における天然資源の保存・開発探査を当該沿岸国の主権的権利に委ねる。とくに、その行使に係る締約国間の紛争については、これを ICJ、国連海洋法裁判所、又は、仲裁裁判所による強制紛争手続きの適用除外とする。

わが方の沿岸捕鯨、調査研究を IWC 紛争解決の取引材料とするよ

うな考え方はもっての外である

## II. 判決とその問題点

本訴の核心は、JARPA II 計画が ICRW 条約 8 条 1 項に定める「科学目的のための営為に相当するか、単なる偽装商業行為に過ぎないのか」という点である。

8 条 1 項は、次のように規定する。

「この条約の規定に係らず、締約国政府は、同政府が認める数の制限及び外の条件に従って、自国民のいずれかが科学的研究のため（下線筆者）、鯨を捕獲し、殺し、処理することを認め、特別許可証をこれに与えることができる。また、この条の規定による鯨の捕獲、殺害、処理は、この条約の適応から除外する。」8 条に「科学目的」の定義はない。ウィーン条約法条約の規定する「平明かつ通常の意味」で十分とするのである。8 条 1 項についての一般的理解はこれが慣習国際法及びこれを成文化した UNCLOS 条約第 3 章に規定する公

海における調査研究の自由を確認するものとする。勿論そこに無制限な自由を保障するものではないが、JARPA、JARPA IIによる捕獲量は、RMPが与える量の半分以下であり、そこに乱用と非難すべき余地はない。

又、JARPA、JARPA IIの計画、実施、及び収集データの解析は、専門の学術研究組織である日本鯨類研究所が行い、研究結果はIWC科学委に報告されるほか、内外の学術研究誌に発表される。勿論、反捕鯨の立場にたてば、調査研究の必要はなく有害でさえあるが、常に少数の立場に立つわが方にとっては科学的真実の追求以外に頼るべき術はない。JARPA、JARPA IIを商業活動に過ぎないとする豪の主張は、一見して余りにも無理があり、そこに判決に対する当方の自信と期待があったが、判決はそれを裏切った。原因の多くが、法廷の訴訟指揮にあったことは明らかであるが、以下判決の問題点につき、小和田、アブラハム判事の反対意見を中心に検討することにしよう。

小和田判事の反対意見は、要旨7頁、ほぼ判決の全項目にわたる。次に要約しよう。判事は「過去60年間に鯨および捕鯨に対する考え方に大きな進化があった」とする豪、NZに対し、その主張に具体性がなく、「法は力により自由に形を変えられるようなものではない。付表の修正により、条約の変更を求めることはできない。条約に捕鯨の全面禁止を許すような規定は存在しない。」と先ず一刀両断する。判決も同じ判断を示すが、表現は微妙に違い、それが両者の結

論を別けた。例えば、8条1項の解釈問題についても、小和田判事が「JARPA IIの活動がIWCの重要な機能の一つとして実施されてきたため、同条の解釈に裁判所の役割がないわけではない。」と控え目であるのに対し、判決は、「8条1項に基づく締約国の裁量権につき、当該捕獲活動が科学目的に合致するか否かを単純に当該締約国の認識(perception)のみに委ねることはできない。」と法の前提と異なるかに見える物騒な表現を用いているが、本件の立証責任を被申立人に置いた理由の説明でもあろう。

再び小和田判事の反対意見である。

「日本の調査は、商業捕鯨モラトリアム規制の解除を目的として実施されてきたものであるが、“JARPA IIがミンク鯨に関する科学情報、特に科学委にとり価値ある科学情報”を提供してきたとする科学委員会議長の書面証言等各種の証拠からみて、これが「平明かつ通常の意味において」科学目的とする条件を満足することは明らかである。」とし、さらに次のように判決を批判する。「にもかかわらず、当法廷は、JARPA IIの目的と実施結果につき、詳細な評価を試みた。かかる評価は、科学に関する専門知識なしでは不可能であり、専門学者の間でも容易に決着し難い要素をも含む。当法廷は本来立ち入るべからざる分野に足を踏み入れた。同じ理由で私は当法廷の行った評価結果の検討をおこなわない。」

更に、8条1項の「科学目的の立証責任」について、こう述べる。

同条は、「調査研究の実施を明示的に締約国の裁量とその善意(good faith)に委ね、それを前提とする。従って、当該計画とその実施に係る異議申立人は、具体的かつ決定的(hard and convincing)な証拠に基づきJARPA IIに係る被申立人の活動を合理的な科学研究とみなし得ないことを立証する責任を負うと考えるが、申立人は、かかる立証を行い得なかった。」

小和田判事の次の結論は、それまでの緻密冷静な分析と対照的に、些か皮肉、揶揄の趣をもつ。

「本件の唯一の中心的争点は、JARPA計画に基づく活動が、科学的目的のためであったか否かという点であり、JARPA IIが調査研究面で成績優秀であったかどうかは、争点とはなり得ない。JARPA IIが、その目的達成のために完璧ではなかった可能性はあろうが、そこに多少の欠点があったとしても、これを商業捕鯨と断ずることはできない(下線筆者)。多少の欠点をあげづらい、それをもって日本に対し、JARPA IIに関して発給された承認、許可及び許可証の取り消しを命ずることを相当とする理由はない。」

アブラハム判事の指摘はもっと単刀直入である。判決要旨は次のように記録する。

「アブラハム判事は、当法廷による本件の事実認定、特に日本に対し、非好意的(unfavorable)な予断の上に立って行った事実評価に反対する(下線筆者)。法廷は絶えず(constantly)日本に対し、JARPA計画の構成、実施の各局面につき、説明、具体的な事実の提示(demonstration)及び正当

とする理由の説明を要求した。法廷は、これらの局面を色々勘案し、JARPA IIの構成と実施は目的に対し不相当 (unreasonable) と裁定したが、その結論は誤っている。法廷による検討は、自らも認める通り、疑問の提示以上のものではなく (下線筆者)、JARPA IIを科学目的としての性格を持たない営為と判断するためには十分たりえない。JARPA IIの目的と実施手段に明示的な解離はなく、標本の大きさも明示的にこれを過大とする水準に達していないと結論するのが相当であり、又従って、法廷は、JARPA IIが科学的研究計画としての性格を持つことを、承認すべきであった。」

小和田、アブラハム判事は、ともに法廷が専門的知識を欠いたまま科学的事実の認定という本来踏み入れるべきでない領域に立ち入り、誤った判断を行ったと指摘する。判事の専門的知識の欠如は、判決の所々に発見されるが、特に量的有意判断の認識に欠ける。判決は、標本数など少なくとも、二箇所で過大、または過小とする判断を行っているが、量的に有意か否かの判断を欠く。例えば、南氷洋には、百万頭を越えるミンク鯨が分布するが、RMPが当初与える捕獲量は約二千頭、これが資源全体及びその自然変動と対比して、まったく無視しうる量であることは、専門家に頼るほどの話ではない。一方、JARPA IIの捕獲量は、その半分に満たない。法廷の過大、過小判断 (非致命的標本の採集量を増やし、捕獲量を減らすことを検討するよう命じたわけであるが、) その実質的意味において無視

しうる量の半分に満たない量につき、更に削除を求めたということであり、資源の保存上、まったく無意味な削減、極言すれば、所謂囚人懲罰のための穴掘り穴埋めに相当するものと筆者は考える。

さて、再び鯨の数の話である。IWC科学委は、南氷洋ミンク鯨の資源量数を、56万頭から約76万頭と評価する。推定に巾があるが、パックアイス張り出しの強弱により、年により分布が北偏、南偏する結果と考えられ、調査の不確定性によるものではない。推定方法は、日本の統計数理研究所が開発したランダムウォーク法によるもので、世界の最先端に立つ。又、この推定値は調査海域に分布する群の頭数のみに限定され、南のパックアイス海域 (正確な調査が不可能) と南緯60度以北海域に分布する相当量の群れを含まない。RMPはそこまで正確な数字を必要としないが、総分布量が百万頭を下ることはないと考えてよいだろう。

### III. 結論

本稿において、筆者は判決を批判してきたが、それとは別にそこには注目すべき判断がある。判決が条約条文解釈のため、確認した諸原則がそれであり、特に本訴水面下最大の争点であった部分である。「付表の修正をもって、条約の目的「鯨類の保存と最適利用」を変更できない」とする判決がそれであり、「最近60年間に鯨及び捕鯨に関し、社会経済的進化があった」とする豪、NZの主張を正面から否定する。当然ながら、判決はその根拠をICRW条約の解釈のみ

に依存しない。1982年国連海洋法条約 (UNCLOS) の関連諸規定と高度回遊種付表、1992年国連環境開発会議 (UNCED) によるアジェンダ21、更には、同会議にNZが商業捕鯨10年一時停止決議を提案し、その撤回に追い込まれた経緯などを踏まえての判決と解すべきである。鯨及び捕鯨にかんする法規範は、これらの条約、合意により確定され、既に争う余地はない。

RMP実施上の障害についても、今回の裁判を通じ展望が開けた。第一の障害は、RMPに付随する調査研究の規模であるが、既に見た通り、豪・NZは、ほとんどそれを必要がないとする立場であり、第二の障害、国際取締制度も、既に1993年のIWC京都会議の冒頭、米国の首席代表が、「国際的前例を持つ国際監視員制度により、合理的な解決が可能であろう」と言明している。RMP実施の具体的条件は、既に整っており、筆者の関心は、既に本裁判の結果より、この裁判で示された原則と合意の今後の展開による。

さて、最後に、手短かに本裁判の帰結をもう一度振り返ってみよう。法廷は、JARPA IIが純正な科学的研究であることの立証責任を専らわが方に置き、JARPA IIの科学的・事実に評価を行った。立ち入るべからざる分野に足を踏み入れ、誤った判断をしたとする非難は免れ難い。又、それが結果的に豪・NZの思惑通りの訴訟展開を生み、わが方訴訟団を一方的な守勢に立たせた。又、チームの構成が法律家に傾いていたため、対応が不十分であったとする憾みを残した。

例えば、判決要旨89が伝える商

業捕鯨と調査捕獲の差に関する日本側の説明がそれを象徴する。本項は、本裁判の行方を支配する重大な陳述の一つであり、本来であれば書面を予め用意して事に当たるべきであったと思うが、その形跡はなく、内容は信じ難いほど不正確、拙劣であり、結論として、両者には本質的な差はないとする印象を強く与える。そのまま翻訳してみよう。

「日本によれば (according to Japan) 商業捕鯨は経済価値の高い種 (species) のみを捕獲し、その結果、大型鯨が捕獲の大部分を占める。調査捕鯨では、経済価値がないか低い種 (species) を目標とすることもある。 (May be targeted) 個々の鯨は、無作為標本採取法により行われる。(下線筆者)」

記録には一片の真実もなく、悪意さえ感じられる。

記述する商業捕鯨は、英、蘭、ノルウェーを中心とする1950年代から1960年初頭のものであっても、それ以後のものではない。

1982年当時、南氷洋において捕獲が許されていた鯨種 (species) は、ミンク鯨のみであり、捕獲と平行して行われる毎年の科学調査と操業の分析を基礎に、年々の資源量の増加量が推定され、捕獲はその限度内に抑えられた。しかも1975年以降は、UNCLOS条約の定める資源の最適水準 (最大持続的生産を実現する水準: MSY水準) 以上であると判定されなければ、当該鯨種又は特定地方群の捕獲許容量は、直ちに零とされたのである。商業捕鯨がこのように厳重な制限下にあった時、調査捕鯨が89項のように「専ら経済価値の高い種を追求し、たまには経済価値の低い種を目標とすることもある。」などとする現実がありえるはずがない。89項を筆者はどうしても日本側の発言要旨として受け取れないのである。判決要旨は、「日本によれば」という表現を用い、これが発言の直接引用でないことを暗示するようにも思えるが、もし、そうであれば判決要旨は判事の無理解予断の所産という可能性を示唆し、

判決の信頼性を根本から疑わせる。しかし、誤記・誤解の主たる責を判事側に帰することができたとしても、それを察知し、適切な匡正手段をとり得なかった日本側の不手際を否定することは出来ない。残念である。

JARPA、JARPA IIは、紛れもなく科学調査であり、判決要旨の記すような自由はない。鯨種、鯨の大小・商業価値、標本の採取方法と場所・時間に選択の自由はなく、予め全てがランダムウォークという最先端標本理論に基づき、定められる。こうした厳重なプログラムにより実施された調査が明らかにしたミンク鯨の量と分布のパターン (性、年令別等) は、商業捕鯨とそれに付随する調査研究から得られた結論を質量の両面において大きく変えた。調査結果は既に年々のIWC科学委に報告され、その中心的存在をなす学者達から高い評価を受けているが、判決はこうした真実に目を注ぐことはなく、判断の中心を明らかに誤った情報に置いた。判決は一審制であり抗告の手段もないが、法廷が入るべからざる領域に立ち入る暴を犯した罪は、更に国際法や資源管理学界などで追求分析され、記録に残さるべきものと筆者は考える。



## あなたもGGTの会員になりませんか

一般社団法人自然資源保全協会 (GGT) は、趣旨に賛同する法人および個人のみなさまの入会を心からお待ちしています。協会の活動はみなさまの会費で支えられています。会員のみなさまには、定期的にニュースレターをお送りし、優先的にGGTフォーラムや国際会議、シンポジウムなどにご案内いたします。下記までご連絡ください。

年会費 個人正会員 1口 1万円/法人正会員 1口 10万円  
個人賛助会員 1口 2千円/法人賛助会員 1口 5万円

お問い合わせ・お申し込み/ 自然資源保全協会 (GGT)

〒101-0031 東京都千代田区東神田1-2-8 赤塚ビル3F Tel 03-5835-3917 Fax 03-5835-3918

